

日本ハラールサイエンス学会 会則

第1条（名称）本会は、日本ハラールサイエンス学会と称し、英文では、**Japan Society for Halal Science and Technology** (略称JAHAS)とする。

第2条（目的）本会は、ハラール、ハラール産業に直接・間接に関わる調査研究を推進し、関連する理論、概念、技術や諸課題を探究し、人文社会科学と自然科学を総合した分析手法を開発することによって、総合知としてのハラールサイエンスの確立をめざすとともに、同関連産業と社会の発展に資することを目的とする。

第3条（事業）前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行なう。

1. ハラール、ハラール産業に直接・間接に関わる主題について知識・情報の交換、相互理解と討議の場の提供（講演会、講習会、研究会、討論会などの開催や視察などの実施）。
2. ハラール、ハラール産業に直接・間接に関わる研究成果の発表と刊行（通信・会報の発行、論集や図書の刊行など）。
3. 関連する内外の学術研究団体、企業・産業組織、行政機関等との連携と相互間の交流の促進。
4. 内外の機関、企業、団体、個人などから委託された研究の実施。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第4条（会員）本会は、ハラール、ハラール産業に直接・間接に関わる理論や課題についての調査研究に従事する者、あるいは、それに関心をもつ者をもって組織し、会員を分けて次の2種とする。

1. 個人会員（一般/学生） ハラール、ハラール産業に直接・間接に関わる理論や課題についての調査研究に従事する者、あるいは、それに関心をもつ者。個人会員の会費は1ヶ年につき一般会員は3,000円とし、学生会員は2,000円とする。
2. 団体会員（法人、団体）ハラール、ハラール産業に直接・間接に関わる理論や課題について関心をもつ法人または団体で本会の目的に協賛する者。会費は1ヶ年で一口20,000円以上とする。団体会員は会費一口分について10名まで本会の催す事業に参加することができる。団体会員は、入会時に登録代表者名を届け出ることとし、本会における団体会員の議決権は1団体としての1票とする。

第5条（入会・退会）個人会員、団体会員の入会は、いずれも本会会員（個人会員または団体会員登録代表者）1名の推薦を受け、所定の入会申し込み手続きを経て理事会の承認を得ることを要する。入会の承認を得た者は、所定の年会費を納入した後、会員としての資格を取得する。一度納入された年会費は原則として返金はしない。退会は、所定の退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、年度途中で退会の場合も、当該年度の年会費の返金はしない。

第6条（役員） 本会に次の役員をおく。

理事	5名以上、9名以内
監事	2名

理事、監事はいずれも個人会員の中から総会において選出する。上記役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第7条（理事・監事の選出と所掌事項） 理事、監事は会員総会において選出する。理事は理事会を構成して会務を処理する。監事は会計を監査する。

第8条（会長の選出と所掌事項） 会長（代表理事）は、理事の中から互選する。会長は本会を代表し会務を処理する。また理事会を召集しその議長となる。

第9条（副会長の選出と所掌事項） 副会長（副代表理事）は、理事の中から互選する。副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の代行を務める。

第10条（幹事の設置） 本会の常務を処理するため、理事会が必要と判断すれば幹事若干名を会員の中から置くことができる。幹事は理事会がこれを委嘱する。

第11条（委員の設置） 理事会は、本会の目的達成のため、必要に応じて会員の中から委員を置くことができる。委員は理事会がこれを委嘱する。

第12条（総会） 本会は、年1回会員総会を開催する。会員総会における意思決定は、とくに定めない限り出席会員（個人会員及び団体会員登録代表者）の過半数による。

第13条（運営資金） 本会の運営は会費、寄付金、委託研究費等によってまかなう。

第14条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条（会則の変更、本会の解散） 本会則の変更および本会の解散は、理事会の提案、または個人会員及び団体会員登録代表者の5分の1以上の提案により、個人会員及び団体会員登録代表者の過半数の賛成を得なければならない。

附則

1. 本会は2018年12月26日をもって設立する。
2. 本会則は2018年12月26日をもって施行する。
3. 本会の住所、事務局は、理事会の決議によって別途定める。

(以上)